

滋賀県職員等の給与等に関する条例等の一部を改正する条例案
滋賀県特別職の職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例案

改正の理由

- 1 人事委員会勧告を踏まえ、職員の給料月額ならびに期末手当および勤勉手当の支給割合等の改定を行うため、滋賀県職員等の給与等に関する条例等の一部を改正する。
- 2 知事等の特別職について、期末手当の支給割合を改定するため、滋賀県特別職の職員の給与等に関する条例の一部を改正する。

改正の概要

1 滋賀県職員等の給与等に関する条例等の一部を改正する条例案

※一般職の任期付職員および一般職の任期付研究員についても下記に準じて改定

(1) 給料：給料月額を引上げ（平均 3.04%）【令和6年4月から遡及適用】

(2) 期末手当および勤勉手当【令和6年12月支給分から遡及適用】

ア 一般職の職員および会計年度任用職員の期末手当、勤勉手当の支給月数をそれぞれ 0.05 月分引上げ

イ 再任用職員の期末手当、勤勉手当の支給月数をそれぞれ 0.025 月分引上げ

※令和7年6月期以降は、アおよびイの改定を6月期と12月期で平準化

(3) 初任給調整手当

医師および歯科医師の手当額の上限を 416,600 円に引上げ【令和6年4月から遡及適用】

2 滋賀県特別職の職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例案

・特別職の期末手当の支給月数を 0.05 月分引上げ【令和6年12月支給分から遡及適用】

※1、2の遡及適用分については、令和7年1月例月給与で差額を支給予定

滋賀県職員等の給与等に関する条例等の一部を改正する条例案要綱

1 改正の理由

県議会および知事に対する令和 6 年 10 月 17 日付けの給与についての人事委員会勧告を踏まえて、職員の給料月額ならびに期末手当および勤勉手当の支給割合等の改定を行うため、滋賀県職員等の給与等に関する条例（昭和 32 年滋賀県条例第 27 号）等の一部を改正しようとするものです。

2 改正の概要

(1) 給料表の改定

全ての給料表について、給料月額を引き上げることとします。（第 1 条の規定による改正後の別表第 1 から別表第 5 まで、第 3 条の規定による改正後の第 7 条および第 4 条の規定による改正後の第 5 条関係）

(2) 諸手当の改正

ア 初任給調整手当について、医師および歯科医師に係る手当額を引き上げることとします。（第 1 条の規定による改正後の第 9 条の 2 関係）

イ 令和 6 年 12 月期の期末手当について、支給割合を 100 分の 127.5（特定幹部職員にあっては、100 分の 107.5）に引き上げることとします。

また、定年前再任用短時間勤務職員の支給割合を 100 分の 71.25（特定幹部職員にあっては、100 分の 61.25）に引き上げることとします。（第 1 条の規定による改正後の第 20 条、第 34 条および第 37 条関係）

ウ 令和 6 年 12 月期の勤勉手当について、支給割合を 100 分の 107.5（特定幹部職員にあっては、100 分の 127.5）に引き上げることとします。

また、定年前再任用短時間勤務職員の支給割合を 100 分の 51.25（特定幹部職員にあっては、100 分の 61.25）に引き上げることとします。（第 1 条の規定による改正後の第 21 条、第 34 条の 2 および第 37 条の 2 関係）

エ 令和 7 年 6 月期以降の期末手当について、6 月期の支給割合を 100 分の 125（特定幹部職員にあっては、100 分の 105）に引き上げ、12 月期の支給割合を 100 分の 125（特定幹部職員にあっては、100 分の 105）に引き下げることとします。

また、定年前再任用短時間勤務職員について、6 月期の支給割合を 100 分の 70（特定幹部職員にあっては、100 分の 60）に引き上げ、12 月期の支給割合を 100 分の 70（特定幹部職員にあっては、100 分の 60）に引き下げることとします。（第 2 条の規定による改正後の第 20 条、第 34 条および第 37 条関係）

オ 令和 7 年 6 月期以降の勤勉手当について、6 月期の支給割合を 100 分の 105（特定幹部職員にあっては、100 分の 125）に引き上げ、12 月期の支給割合を 100 分の 105

(特定幹部職員にあつては、100 分の 125) に引き下げることとします。

また、定年前再任用短時間勤務職員について、6 月期の支給割合を 100 分の 50 (特定幹部職員にあつては、100 分の 60) に引き上げ、12 月期の支給割合を 100 分の 50 (特定幹部職員にあつては、100 分の 60) に引き下げることとします。(第 2 条の規定による改正後の第 21 条、第 34 条の 2 および第 37 条の 2 関係)

カ 任期付職員および任期付研究員の令和 6 年 12 月期の期末手当について、支給割合を 100 分の 175 に引き上げることとします。(第 3 条の規定による改正後の第 8 条および第 4 条の規定による改正後の第 6 条関係)

キ 任期付研究員の令和 7 年 6 月期以降の期末手当について、6 月期の支給割合を 100 分の 172.5 に引き上げ、12 月期の支給割合を 100 分の 172.5 に引き下げることとします。(第 5 条の規定による改正後の第 6 条関係)

(3) その他

ア この条例は、公布の日から施行することとします。ただし、(2)のエ、オおよびキは、令和 7 年 4 月 1 日から施行することとします。

イ (1)および(2)のアについては令和 6 年 4 月 1 日から、(2)のイ、ウおよびカについては同年 12 月 1 日から適用することとします。

ウ この条例の施行に関し必要な経過措置を定めることとします。

滋賀県職員等の給与等に関する条例新旧対照表（第1条関係）

旧	新
第1条から第9条まで 省略 （初任給調整手当） 第9条の2 次の各号に掲げる職に新たに採用された職員には、当該各号に定める額を超えない範囲内の額を、第1号および第2号に掲げる職に係るものにあつては採用の日から35年以内、第3号に掲げる職に係るものにあつては採用の日から20年以内、第4号に掲げる職に係るものにあつては採用の日から5年以内の期間、採用の日（第1号から第3号までに掲げる職に係るものにあつては、採用後人事委員会規則で定める期間を経過した日）から1年を経過するごとにその額を減じて、初任給調整手当として支給する。 （1）医療職給料表(1)の適用を受ける職員の職のうち採用による欠員の補充が困難であると認められるもので人事委員会規則で定めるもの 月額<u>415,600円</u> （2）医学または歯学に関する専門的知識を必要とし、かつ、採用による欠員の補充が困難であると認められる職（前号に掲げる職を除く。）で人事委員会規則で定めるもの 月額<u>51,100円</u> （3）および（4） 省略 2および3 省略 第10条から第19条の2まで 省略	第1条から第9条まで 省略 （初任給調整手当） 第9条の2 次の各号に掲げる職に新たに採用された職員には、当該各号に定める額を超えない範囲内の額を、第1号および第2号に掲げる職に係るものにあつては採用の日から35年以内、第3号に掲げる職に係るものにあつては採用の日から20年以内、第4号に掲げる職に係るものにあつては採用の日から5年以内の期間、採用の日（第1号から第3号までに掲げる職に係るものにあつては、採用後人事委員会規則で定める期間を経過した日）から1年を経過するごとにその額を減じて、初任給調整手当として支給する。 （1）医療職給料表(1)の適用を受ける職員の職のうち採用による欠員の補充が困難であると認められるもので人事委員会規則で定めるもの 月額<u>416,600円</u> （2）医学または歯学に関する専門的知識を必要とし、かつ、採用による欠員の補充が困難であると認められる職（前号に掲げる職を除く。）で人事委員会規則で定めるもの 月額<u>51,600円</u> （3）および（4） 省略 2および3 省略 第10条から第19条の2まで 省略

(職員の期末手当)

第20条 省略

2 期末手当の額は、期末手当基礎額に100分の122.5（行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が8級以上であるものならびに同表以外の各給料表の適用を受ける職員でその職務の複雑、困難および責任の度等がこれに相当するもの（これらの職員のうち、人事委員会規則で定める職員に限る。第21条第2項において「特定幹部職員」という。）にあつては、100分の102.5）を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間における当該職員の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

(1) 6 箇月 100分の100

(2) 5 箇月以上 6 箇月未満 100分の80

(3) 3 箇月以上 5 箇月未満 100分の60

(4) 3 箇月未満 100分の30

3 定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「100分の122.5」とあるのは「100分の68.75」と、「100分の102.5」とあるのは「100分の58.75」とする。

4 から 6 まで 省略

第20条の2 および第20条の3 省略

(職員の勤勉手当)

第21条 省略

(職員の期末手当)

第20条 省略

2 期末手当の額は、期末手当基礎額に100分の127.5（行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が8級以上であるものならびに同表以外の各給料表の適用を受ける職員でその職務の複雑、困難および責任の度等がこれに相当するもの（これらの職員のうち、人事委員会規則で定める職員に限る。第21条第2項において「特定幹部職員」という。）にあつては、100分の107.5）を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間における当該職員の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

(1) 6 箇月 100分の100

(2) 5 箇月以上 6 箇月未満 100分の80

(3) 3 箇月以上 5 箇月未満 100分の60

(4) 3 箇月未満 100分の30

3 定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「100分の127.5」とあるのは「100分の71.25」と、「100分の107.5」とあるのは「100分の61.25」とする。

4 から 6 まで 省略

第20条の2 および第20条の3 省略

(職員の勤勉手当)

第21条 省略

2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権者が人事委員会の定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、当該各号に定める額を超えてはならない。

(1) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在（退職し、または死亡した職員にあつては、退職し、または死亡した日現在。次項において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額およびこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に100分の102.5（特定幹部職員にあつては、100分の122.5）を乗じて得た額の総額

(2) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員 当該定年前再任用短時間勤務職員の勤勉手当基礎額に100分の48.75（特定幹部職員にあつては、100分の58.75）を乗じて得た額の総額

3 から 5 まで 省略

第22条から第33条まで 省略

（第 1 号会計年度任用職員の期末手当）

第34条 省略

2 第20条（第 3 項および第 4 項を除く。）から第20条の 3 までの規定は、前項の規定の適用を受ける第 1 号会計年度任用職員の期末手当について準用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の右欄に掲げる字句に読み替えるもの

2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権者が人事委員会の定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、当該各号に定める額を超えてはならない。

(1) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在（退職し、または死亡した職員にあつては、退職し、または死亡した日現在。次項において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額およびこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に100分の107.5（特定幹部職員にあつては、100分の127.5）を乗じて得た額の総額

(2) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員 当該定年前再任用短時間勤務職員の勤勉手当基礎額に100分の51.25（特定幹部職員にあつては、100分の61.25）を乗じて得た額の総額

3 から 5 まで 省略

第22条から第33条まで 省略

（第 1 号会計年度任用職員の期末手当）

第34条 省略

2 第20条（第 3 項および第 4 項を除く。）から第20条の 3 までの規定は、前項の規定の適用を受ける第 1 号会計年度任用職員の期末手当について準用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の右欄に掲げる字句に読み替えるもの

とする。

省略		
第20条第2項	100分の122.5（行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が8級以上であるものならびに同表以外の各給料表の適用を受ける職員でその職務の複雑、困難および責任の度等がこれに相当するもの（これらの職員のうち、人事委員会規則で定める職員に限る。第21条第2項において「特定幹部職員」という。）にあつては、 <u>100分の102.5</u> ）	100分の122.5
省略		

3 省略

（第1号会計年度任用職員の勤勉手当）

第34条の2 省略

2 第21条第1項および第2項の規定は、前項の規定の適用を受ける第1号会計年度任用職員の勤勉手当について準用する。この場合におい

とする。

省略		
第20条第2項	100分の127.5（行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が8級以上であるものならびに同表以外の各給料表の適用を受ける職員でその職務の複雑、困難および責任の度等がこれに相当するもの（これらの職員のうち、人事委員会規則で定める職員に限る。第21条第2項において「特定幹部職員」という。）にあつては、 <u>100分の107.5</u> ）	100分の127.5
省略		

3 省略

（第1号会計年度任用職員の勤勉手当）

第34条の2 省略

2 第21条第1項および第2項の規定は、前項の規定の適用を受ける第1号会計年度任用職員の勤勉手当について準用する。この場合におい

て、同条第2項中「次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額」とあるのは「総額」と、「当該各号に定める額」とあるのは「当該第1号会計年度任用職員の勤勉手当基礎額に100分の102.5を乗じて得た額の総額」と読み替えるものとする。

3から5まで 省略

第35条および第36条 省略

(第2号会計年度任用職員の期末手当)

第37条 省略

2 第20条(第3項を除く。)から第20条の3までの規定は、前項の規定の適用を受ける第2号会計年度任用職員の期末手当について準用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

省略		
第20条第2項	100分の122.5(行政職給料表の適用を受ける職員	100分の122.5
	でその職務の級が8級以上であるものならびに同表以外の各給料表の適用を受ける職員でその職務の複雑、困難および責任の度等がこれに相当するもの(これらの職員のう	

て、同条第2項中「次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額」とあるのは「総額」と、「当該各号に定める額」とあるのは「当該第1号会計年度任用職員の勤勉手当基礎額に100分の107.5を乗じて得た額の総額」と読み替えるものとする。

3から5まで 省略

第35条および第36条 省略

(第2号会計年度任用職員の期末手当)

第37条 省略

2 第20条(第3項を除く。)から第20条の3までの規定は、前項の規定の適用を受ける第2号会計年度任用職員の期末手当について準用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

省略		
第20条第2項	100分の127.5(行政職給料表の適用を受ける職員	100分の127.5
	でその職務の級が8級以上であるものならびに同表以外の各給料表の適用を受ける職員でその職務の複雑、困難および責任の度等がこれに相当するもの(これらの職員のう	

	ち、人事委員会規則で定める職員に限る。第21条第2項において「特定幹部職員」という。）にあつては、 <u>100分の102.5</u>)			ち、人事委員会規則で定める職員に限る。第21条第2項において「特定幹部職員」という。）にあつては、 <u>100分の107.5</u>)	
省略		省略		省略	
(第2号会計年度任用職員の勤勉手当)		(第2号会計年度任用職員の勤勉手当)		(第2号会計年度任用職員の勤勉手当)	
第37条の2 省略		第37条の2 省略		第37条の2 省略	
2 第21条第1項から第3項までの規定は、前項の規定の適用を受ける第2号会計年度任用職員の勤勉手当について準用する。この場合において、同条第2項中「次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額」とあるのは「総額」と、「当該各号に定める額」とあるのは「当該第2号会計年度任用職員の勤勉手当基礎額に <u>100分の102.5</u> を乗じて得た額の総額」と読み替えるものとする。		2 第21条第1項から第3項までの規定は、前項の規定の適用を受ける第2号会計年度任用職員の勤勉手当について準用する。この場合において、同条第2項中「次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額」とあるのは「総額」と、「当該各号に定める額」とあるのは「当該第2号会計年度任用職員の勤勉手当基礎額に <u>100分の107.5</u> を乗じて得た額の総額」と読み替えるものとする。		2 第21条第1項から第3項までの規定は、前項の規定の適用を受ける第2号会計年度任用職員の勤勉手当について準用する。この場合において、同条第2項中「次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額」とあるのは「総額」と、「当該各号に定める額」とあるのは「当該第2号会計年度任用職員の勤勉手当基礎額に <u>100分の107.5</u> を乗じて得た額の総額」と読み替えるものとする。	
3および4 省略		3および4 省略		3および4 省略	
第38条から第42条まで 省略		第38条から第42条まで 省略		第38条から第42条まで 省略	
付則 省略		付則 省略		付則 省略	

滋賀県職員等の給与等に関する条例新旧対照表（第１条関係）

旧												新											
		79	243, 800	291, 700	337, 500	375, 900	390, 600	409, 900						79	253, 900	295, 300	341, 500	380, 000	394, 800	414, 300			
		80	244, 300	292, 000	337, 900	376, 400	390, 800	410, 100						80	254, 200	295, 600	341, 900	380, 500	395, 000	414, 500			
		81	244, 700	292, 200	338, 300	376, 900	391, 000	410, 300						81	254, 500	295, 800	342, 300	381, 000	395, 200	414, 700			
		82	245, 200	292, 400	338, 800	377, 500	391, 300	410, 600						82	254, 800	296, 000	342, 800	381, 600	395, 500	415, 000			
		83	245, 600	292, 700	339, 300	378, 000	391, 600	410, 900						83	255, 100	296, 300	343, 300	382, 100	395, 800	415, 300			
		84	246, 000	292, 900	339, 800	378, 300	391, 800	411, 100						84	255, 400	296, 500	343, 800	382, 400	396, 000	415, 500			
		85	246, 400	293, 200	340, 100	378, 700	392, 000	411, 300						85	255, 700	296, 800	344, 100	382, 800	396, 200	415, 700			
		86	246, 800	293, 500	340, 500	379, 200	392, 300							86	256, 000	297, 100	344, 500	383, 300	396, 500				
		87	247, 200	293, 800	341, 000	379, 600	392, 600							87	256, 300	297, 400	344, 900	383, 700	396, 800				
		88	247, 600	294, 100	341, 400	380, 000	392, 800							88	256, 600	297, 700	345, 300	384, 100	397, 000				
		89	248, 000	294, 400	341, 700	380, 400	393, 000							89	256, 900	298, 000	345, 600	384, 500	397, 200				
		90	248, 500	294, 800	342, 100	380, 900	393, 300							90	257, 200	298, 300	346, 000	385, 000	397, 500				
		91	248, 800	295, 100	342, 600	381, 300	393, 600							91	257, 500	298, 600	346, 400	385, 400	397, 800				
		92	249, 100	295, 500	343, 000	381, 700	393, 800							92	257, 800	299, 000	346, 800	385, 800	398, 000				
		93	249, 400	295, 700	343, 200	382, 000	394, 000							93	258, 100	299, 200	347, 000	386, 100	398, 200				
		94		295, 900	343, 600									94		299, 400	347, 400						
		95		296, 200	344, 100									95		299, 700	347, 800						
		96		296, 600	344, 500									96		300, 100	348, 200						
		97		296, 800	344, 700									97		300, 300	348, 400						
		98		297, 100	345, 100									98		300, 600	348, 800						
		99		297, 500	345, 500									99		301, 000	349, 200						
		100		297, 900	345, 800									100		301, 400	349, 500						
		101		298, 100	346, 100									101		301, 600	349, 800						
		102		298, 400	346, 500									102		301, 900	350, 200						
		103		298, 800	346, 900									103		302, 200	350, 600						
		104		299, 100	347, 300									104		302, 500	351, 000						
		105		299, 300	347, 800									105		302, 700	351, 500						
		106		299, 600	348, 200									106		303, 000	351, 900						
		107		300, 000	348, 600									107		303, 300	352, 300						
		108		300, 300	349, 000									108		303, 600	352, 700						
		109		300, 500	349, 500									109		303, 800	353, 200						
		110		300, 900	349, 900									110		304, 200	353, 600						
		111		301, 300	350, 200									111		304, 600	353, 900						
		112		301, 600	350, 500									112		304, 900	354, 200						
		113		301, 800	351, 000									113		305, 100	354, 700						
		114		302, 000										114		305, 300							
		115		302, 300										115		305, 600							
		116		302, 700										116		306, 000							
		117		302, 900										117		306, 200							
		118		303, 100										118		306, 400							
		119		303, 400										119		306, 700							
		120		303, 700										120		307, 000							

滋賀県職員等の給与等に関する条例新旧対照表（第1条関係）

旧											新										
		121		304, 100									121		307, 400						
		122		304, 300									122		307, 600						
		123		304, 600									123		307, 900						
		124		304, 900									124		308, 200						
		125		305, 200									125		308, 500						
定年 前任 短時間 勤務員	年 再用 時勤職		基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	定年 前任 短時間 勤務員	年 再用 時勤職		基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額
			円	円	円	円	円	円	円	円				円	円	円	円	円	円	円	円
			188, 700	216, 200	256, 200	275, 600	290, 700	316, 200	358, 000	391, 200				192, 000	219, 500	260, 000	279, 700	294, 900	320, 600	362, 700	396, 200

注

この表は、他の給料表の適用を受けない全ての職員に適用する。

注

この表は、他の給料表の適用を受けない全ての職員に適用する。

滋賀県職員等の給与等に関する条例新旧対照表（第 1 条関係）

旧											新										
		124	325,600	354,100	374,500	399,000							124	329,400	358,100	378,600	403,200				
		125	325,900	354,500	375,000	399,400							125	329,700	358,500	379,100	403,600				
		126		354,900	375,500								126		358,900	379,600					
		127		355,400	376,000								127		359,300	380,100					
		128		355,800	376,500								128		359,700	380,600					
		129		356,200	376,800								129		360,100	380,900					
		130		356,600	377,300								130		360,500	381,400					
		131		357,000	377,800								131		360,900	381,900					
		132		357,400	378,300								132		361,300	382,400					
		133		357,600	378,600								133		361,500	382,700					
		134		358,100	379,100								134		362,000	383,200					
		135		358,500	379,500								135		362,400	383,600					
		136		358,800	379,900								136		362,700	384,000					
		137		359,100	380,200								137		363,000	384,300					
		138		359,500	380,700								138		363,400	384,800					
		139		360,000	381,200								139		363,900	385,300					
		140		360,500	381,700								140		364,400	385,800					
		141		360,800	382,000								141		364,700	386,100					
		142		361,300									142		365,200						
		143		361,800									143		365,700						
		144		362,300									144		366,200						
		145		362,600									145		366,500						
定 年 前 再 任 用 短 時 間 勤 務 員			基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額				基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額
			円	円	円	円	円	円	円	円				円	円	円	円	円	円	円	円
			242,500	254,200	258,300	289,600	306,200	320,300	343,900	379,200	410,900			246,200	258,000	262,200	293,800	310,600	324,900	348,600	416,200

注 この表は、警察官で人事委員会規則で定めるものに適用する。

注 この表は、警察官で人事委員会規則で定めるものに適用する。

滋賀県職員等の給与等に関する条例新旧対照表（第１条関係）

旧							新						
別表第３（第３条関係）							別表第３（第３条関係）						
研 究 職 給 料 表							研 究 職 給 料 表						
職員 の区 分	職務 の級	１ 級	２ 級	３ 級	４ 級	５ 級	職員 の区 分	職務 の級	１ 級	２ 級	３ 級	４ 級	５ 級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額		号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円			円	円	円	円	円
	1	162,500	210,100	291,600	338,900	391,500		1	183,900	233,900	311,600	355,400	399,900
	2	163,600	213,200	294,000	341,000	394,300		2	185,000	238,200	313,500	356,800	402,500
	3	164,800	215,900	296,300	342,900	396,900		3	186,200	240,900	315,400	358,200	405,100
	4	165,900	218,400	298,600	344,600	399,600		4	187,300	243,600	317,300	359,500	407,600
	5	167,000	220,900	300,700	346,300	401,700		5	188,400	246,200	319,100	360,700	409,700
	6	168,300	222,600	302,600	347,800	404,400		6	190,500	247,800	320,900	361,900	412,100
	7	169,600	224,300	304,400	349,200	407,100		7	192,600	249,300	322,700	363,100	414,500
	8	170,900	226,200	306,100	350,400	409,800		8	194,700	250,800	324,400	364,200	416,800
	9	171,900	228,100	307,800	351,900	412,300		9	196,800	252,300	326,100	365,300	419,100
	10	173,600	230,300	310,100	353,800	414,900		10	198,800	254,400	328,100	366,700	421,500
	11	175,200	232,700	312,300	355,800	417,600		11	200,800	256,500	330,100	368,000	423,900
	12	176,900	234,700	314,700	357,500	420,200		12	202,800	258,500	332,100	369,300	426,200
	13	178,300	236,700	316,500	359,300	422,800		13	204,800	260,500	333,900	370,600	428,500
	14	180,200	239,100	318,800	361,100	425,500		14	206,700	262,800	335,900	372,000	431,200
	15	182,100	241,600	321,200	362,700	428,300		15	208,600	265,100	337,800	373,400	433,900
	16	184,100	243,900	323,500	364,200	431,000		16	210,400	267,300	339,700	374,700	436,600
	17	185,800	246,100	325,700	365,700	433,500		17	212,100	269,500	341,500	376,000	439,100
	18	187,900	248,500	327,900	367,600	436,000		18	213,900	271,900	343,100	377,400	441,600
	19	190,100	251,100	329,800	369,300	438,500		19	215,700	274,300	344,700	378,800	444,100
	20	192,100	253,600	331,700	371,200	440,900		20	217,500	276,700	346,300	380,200	446,500
	21	194,100	256,000	333,700	372,700	443,300		21	219,300	279,000	347,900	381,600	448,900
	22	196,100	258,300	335,100	374,600	445,900		22	221,100	281,100	348,900	383,000	451,500
	23	198,100	260,500	336,300	376,300	448,500		23	222,800	283,200	349,900	384,400	454,100
	24	199,900	262,700	337,700	378,000	450,800		24	224,500	285,200	350,900	385,800	456,400
	25	201,700	265,000	339,300	379,400	453,000		25	226,200	287,200	352,000	387,200	458,600
	26	203,900	267,300	341,000	381,100	455,300		26	228,300	289,100	353,300	388,700	460,900
	27	206,000	269,500	342,800	383,000	457,800		27	230,200	291,000	354,500	390,100	463,400
	28	208,100	271,600	344,400	384,900	460,200		28	232,100	292,900	355,700	391,500	465,800
	29	210,200	273,900	346,000	386,600	462,700		29	234,000	294,800	356,900	392,900	468,300
	30	211,300	276,000	347,600	388,400	465,200		30	235,100	296,300	358,000	394,400	470,800
	31	212,600	277,900	349,000	390,300	467,700		31	236,200	297,800	359,100	395,900	473,300
	32	213,900	279,700	350,300	392,100	470,100		32	237,300	299,300	360,200	397,400	475,700
	33	215,600	281,400	351,500	393,600	472,400		33	238,700	300,800	361,300	398,900	478,000
	34	217,300	283,400	352,900	395,400	474,800		34	240,200	302,300	362,300	400,500	480,400
	35	219,100	285,400	354,200	397,000	477,200		35	241,700	303,800	363,300	402,100	482,800
	36	220,700	287,200	355,500	398,700	479,700		36	243,200	305,200	364,300	403,800	485,300

滋賀県職員等の給与等に関する条例新旧対照表（第１条関係）

旧								新							
定年 前再 任用 短時 間勤 務職 員以 外の 職員	37	222,200	288,900	356,700	399,900	482,100		37	244,700	306,600	365,200	405,000	487,700		
	38	224,100	290,000	357,900	401,300	484,600		38	246,300	307,500	366,100	406,400	490,200		
	39	226,000	291,100	359,100	402,700	487,000		39	247,900	308,400	366,900	407,800	492,600		
	40	227,700	292,200	360,300	404,100	489,500		40	249,500	309,300	367,700	409,100	495,100		
	41	229,400	293,200	361,000	405,400	491,800		41	251,100	310,100	368,400	410,400	497,400		
	42	231,000	293,900	362,100	406,700	494,000		42	252,600	310,600	369,200	411,700	499,600		
	43	232,700	294,400	363,300	408,200	496,200		43	254,100	311,100	370,000	413,200	501,800		
	44	234,200	294,900	364,400	409,700	498,400		44	255,600	311,600	370,800	414,700	504,000		
	45	235,700	295,400	365,500	410,900	500,000		45	257,100	312,100	371,600	415,900	505,600		
	46	237,200	296,300	366,700	412,100	501,500		46	258,400	312,600	372,400	417,100	507,100		
	47	238,700	297,300	367,900	413,700	503,100		47	259,600	313,100	373,200	418,700	508,700		
	48	240,100	298,200	369,000	415,200	504,600		48	260,800	313,600	374,000	420,200	510,200		
	49	241,500	299,200	370,000	416,500	506,300		49	262,000	314,000	374,800	421,500	511,900		
	50	243,200	300,200	371,300	417,900	507,700		50	263,100	314,500	376,100	422,900	513,300		
	51	244,800	301,100	372,600	419,300	509,100		51	264,200	315,000	377,400	424,300	514,700		
	52	246,200	302,000	373,800	420,700	510,600		52	265,300	315,500	378,600	425,700	516,200		
	53	247,400	303,000	374,500	422,100	511,700		53	266,400	315,900	379,300	427,100	517,300		
	54	249,000	303,900	375,500	423,500	512,900		54	267,500	316,400	380,300	428,500	518,500		
	55	250,600	304,700	376,400	424,900	514,100		55	268,500	316,800	381,100	429,900	519,700		
	56	252,000	305,500	377,200	426,300	515,300		56	269,500	317,200	381,800	431,300	520,900		
	57	253,200	305,900	377,900	427,400	516,200		57	270,500	317,600	382,500	432,400	521,800		
	58	254,400	306,600	378,600	428,700	517,200		58	271,200	318,000	383,200	433,700	522,800		
	59	255,300	307,500	379,300	430,100	518,200		59	271,800	318,400	383,900	435,100	523,800		
	60	256,200	308,200	380,000	431,400	519,200		60	272,400	318,800	384,600	436,400	524,800		
	61	257,100	308,900	380,600	432,200	520,300		61	273,000	319,200	385,200	437,200	525,900		
	62	257,900	309,900	381,300	433,100	521,200		62	273,600	319,800	385,900	438,000	526,800		
	63	258,700	310,800	382,100	434,100	521,900		63	274,200	320,400	386,700	438,900	527,500		
	64	259,500	311,700	382,900	435,000	522,600		64	274,800	321,000	387,500	439,800	528,200		
	65	260,300	312,500	383,500	435,900	523,400		65	275,400	321,500	388,100	440,600	529,000		
	66	261,100	313,400	384,300	436,700	524,200		66	276,000	322,100	388,900	441,400	529,800		
	67	261,800	314,300	385,000	437,300	525,000		67	276,600	322,700	389,600	442,000	530,600		
	68	262,400	315,200	385,700	438,100	525,800		68	277,200	323,300	390,300	442,800	531,400		
	69	263,000	316,100	386,300	438,500	526,500		69	277,800	323,800	390,900	443,200	532,100		
	70	264,000	317,100	387,000	439,100	527,300		70	278,500	324,400	391,600	443,800	532,900		
	71	265,200	318,100	387,700	439,600	528,100		71	279,200	325,000	392,300	444,300	533,700		
	72	266,200	319,100	388,400	440,100	528,900		72	279,900	325,600	393,000	444,800	534,500		
	73	267,400	319,600	389,100	440,600	529,600		73	280,500	326,100	393,700	445,300	535,200		
	74	268,600	320,600	389,700				74	281,200	326,800	394,300				
	75	269,600	321,700	390,300				75	281,900	327,500	394,900				
	76	270,600	322,700	391,000				76	282,600	328,200	395,600				
	77	271,600	323,800	391,700				77	283,200	328,900	396,300				
	78	272,600	324,800	392,300				78	283,900	329,600	396,800				
	79	273,600	325,700	392,900				79	284,600	330,300	397,400				
	80	274,500	326,600	393,500				80	285,200	331,000	398,000				

滋賀県職員等の給与等に関する条例新旧対照表（第１条関係）

旧								新							
		81	275,500	327,500	394,100					81	285,800	331,700	398,500		
		82	276,600	328,300	394,700					82	286,500	332,500	399,100		
		83	277,700	329,000	395,300					83	287,200	333,200	399,700		
		84	278,600	329,600	395,900					84	287,800	333,800	400,200		
		85	279,500	330,100	396,400					85	288,400	334,300	400,700		
		86	280,400	330,600	396,900					86	289,100	334,800	401,200		
		87	281,300	331,100	397,400					87	289,800	335,200	401,700		
		88	282,000	331,500	398,100					88	290,400	335,600	402,400		
		89	282,800	331,800	398,500					89	291,000	335,900	402,800		
		90	283,900	332,300						90	291,700	336,400			
		91	284,900	332,800						91	292,400	336,800			
		92	285,900	333,200						92	293,000	337,200			
		93	286,800	333,500						93	293,600	337,500			
		94	287,700	333,900						94	294,300	337,900			
		95	288,700	334,300						95	294,900	338,300			
		96	289,600	334,700						96	295,500	338,700			
		97	289,900	335,200						97	295,800	339,200			
		98	290,800	335,700						98	296,400	339,700			
		99	291,500	336,200						99	297,000	340,200			
		100	292,400	336,700						100	297,500	340,700			
		101	293,300	337,200						101	298,000	341,200			
		102	293,900	337,700						102	298,400	341,700			
		103	294,600	338,200						103	298,800	342,200			
		104	295,300	338,700						104	299,200	342,700			
		105	295,800	339,100						105	299,600	343,100			
		106	296,300	339,500						106	300,100	343,500			
		107	296,800	340,000						107	300,600	344,000			
		108	297,200	340,400						108	300,900	344,400			
		109	297,400	340,900						109	301,100	344,900			
		110	297,800	341,300						110	301,500	345,300			
		111	298,100	341,800						111	301,800	345,700			
		112	298,300	342,200						112	302,000	346,100			
		113	298,600	342,700						113	302,300	346,600			
		114	298,900	343,100						114	302,600	347,000			
		115	299,200	343,600						115	302,900	347,400			
		116	299,500	344,000						116	303,200	347,800			
		117	299,800	344,500						117	303,500	348,300			
		118	300,100	344,900						118	303,800	348,700			
		119	300,300	345,300						119	304,000	349,100			
		120	300,600	345,700						120	304,300	349,500			
		121	300,900	346,100						121	304,600	349,900			

滋賀県職員等の給与等に関する条例新旧対照表（第1条関係）

旧							新						
定年前 再任用 短時間 勤務職 員		基 準	基 準	基 準	基 準	基 準	定年前 再任用 短時間 勤務職 員		基 準	基 準	基 準	基 準	基 準
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額			給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円			円	円	円	円	円
		218,500	259,700	284,500	327,000	385,700			221,800	263,600	288,600	331,400	390,600

注 この表は、試験場、研究所等で人事委員会の指定するものに勤務し、試験研究または調査研究業務に従事する職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。

滋賀県職員等の給与等に関する条例新旧対照表（第1条関係）

旧						新					
別表第4（第3条関係）						別表第4（第3条関係）					
医療職給料表						医療職給料表					
ア 医療職給料表(1)						ア 医療職給料表(1)					
職員 の区 分	職務 の級	1 級	2 級	3 級	4 級	職員 の区 分	職務 の級	1 級	2 級	3 級	4 級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額		号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円			円	円	円	円
	1	264,700	346,600	406,900	474,700		1	291,400	370,000	426,700	484,400
	2	267,200	349,600	409,600	477,000		2	293,700	372,600	428,700	486,200
	3	269,600	352,400	412,100	479,200		3	296,000	375,100	430,700	488,000
	4	272,000	355,300	414,700	481,500		4	298,200	377,600	432,600	489,800
	5	274,100	357,800	417,100	483,700		5	300,300	380,100	434,500	491,600
	6	277,600	360,800	419,100	485,800		6	303,800	382,800	436,100	493,300
	7	281,100	363,800	420,900	488,000		7	307,300	385,500	437,700	495,000
	8	284,500	366,600	422,800	490,000		8	310,700	388,100	439,300	496,700
	9	288,100	368,700	424,600	491,900		9	314,100	390,200	440,900	498,400
	10	291,600	371,200	427,300	494,000		10	317,600	392,700	442,700	500,500
	11	295,200	373,900	429,800	496,100		11	321,000	395,200	444,500	502,600
	12	298,700	376,400	432,200	498,200		12	324,400	397,700	446,300	504,700
	13	302,200	379,100	434,400	500,300		13	327,800	400,300	448,100	506,700
	14	306,100	382,500	436,900	502,200		14	331,300	403,000	449,900	508,600
	15	310,000	385,500	438,900	504,300		15	334,700	405,600	451,700	510,700
	16	313,600	388,800	441,000	506,400		16	338,100	408,100	453,500	512,700
	17	317,200	391,800	443,000	508,300		17	341,500	410,500	455,100	514,600
	18	320,700	394,400	445,200	510,300		18	344,600	412,700	457,100	516,600
	19	324,200	396,800	447,400	512,300		19	347,700	414,800	459,000	518,600
	20	327,700	399,300	449,500	514,100		20	350,800	416,900	460,900	520,400
	21	331,300	401,900	450,900	515,900		21	354,000	419,000	462,300	522,200
	22	335,000	403,900	453,300	517,700		22	357,100	420,500	464,100	524,000
	23	338,400	405,500	455,600	519,500		23	360,200	422,000	465,900	525,800
	24	341,700	407,100	457,800	521,300		24	363,200	423,500	467,700	527,600
	25	345,000	408,800	459,800	522,900		25	366,200	424,900	469,500	529,200
	26	347,500	411,000	462,100	524,700		26	368,500	426,400	471,300	531,000
	27	350,000	413,100	464,300	526,500		27	370,800	427,900	473,100	532,800
	28	352,300	415,100	466,600	528,300		28	373,000	429,300	474,900	534,600
	29	354,400	417,200	468,700	529,900		29	374,900	430,700	476,700	536,200
	30	356,100	419,300	470,900	531,700		30	376,600	432,200	478,500	538,000
	31	357,800	420,900	473,200	533,500		31	378,300	433,700	480,300	539,800
	32	359,600	422,600	475,300	535,300		32	380,100	435,100	482,100	541,500
	33	361,500	424,500	477,100	536,900		33	381,900	436,500	483,900	543,100
	34	363,700	426,000	479,200	538,700		34	383,700	438,000	485,800	544,900
	35	365,800	427,800	481,300	540,400		35	385,300	439,500	487,700	546,600

滋賀県職員等の給与等に関する条例新旧対照表（第１条関係）

旧							新						
		36	367,800	429,600	483,300	542,100			36	386,700	440,900	489,600	548,300
		37	369,700	431,500	485,400	543,700			37	388,100	442,300	491,500	549,800
		38	371,900	433,500	487,100	545,300			38	389,600	443,700	493,200	551,400
		39	374,000	435,300	488,900	546,700			39	391,100	445,100	495,000	552,800
		40	376,000	437,200	490,700	548,300			40	392,600	446,500	496,800	554,400
		41	378,000	439,000	492,300	549,800			41	394,100	447,900	498,400	555,900
		42	378,700	440,700	494,100	551,200			42	394,800	449,300	500,200	557,300
		43	379,300	442,400	495,900	552,600			43	395,400	450,700	502,000	558,700
		44	380,000	444,200	497,500	553,900			44	396,100	452,100	503,600	560,000
	定年 前再 任用 短時 間勤 務職 員以 外の 職員	45	380,900	446,000	498,900	555,100			45	397,000	453,500	505,000	561,200
		46	382,200	447,800	500,600	556,100			46	397,600	454,900	506,700	562,200
		47	383,500	449,500	502,400	557,100			47	398,200	456,300	508,500	563,200
		48	384,800	451,200	504,100	558,100			48	398,800	457,700	510,200	564,200
		49	385,600	452,800	505,600	559,100			49	399,400	459,100	511,700	565,200
		50	386,400	454,500	506,900	560,000			50	399,900	460,800	513,000	566,100
		51	387,200	456,200	508,200	560,900			51	400,400	462,400	514,300	567,000
		52	387,700	457,900	509,500	561,800			52	400,900	464,000	515,600	567,900
		53	388,500	459,800	510,500	562,600			53	401,400	465,600	516,600	568,700
		54	389,300	461,000	511,800	563,500			54	401,800	466,800	517,900	569,600
		55	390,000	462,200	513,100	564,400			55	402,200	468,000	519,200	570,500
		56	390,700	463,400	514,400	565,300			56	402,600	469,100	520,500	571,400
		57	391,400	464,400	515,400	566,200			57	403,000	470,100	521,500	572,300
		58	392,300	465,400	516,200	567,100			58	403,400	471,100	522,300	573,200
		59	393,000	466,300	517,000	568,000			59	403,800	472,000	523,100	574,100
		60	393,600	467,100	517,800	568,700			60	404,200	472,800	523,900	574,800
		61	394,100	467,900	518,700	569,600			61	404,600	473,500	524,800	575,700
		62	394,600	468,600	519,500	570,500			62	405,000	474,200	525,600	576,600
		63	395,000	469,300	520,400	571,400			63	405,400	474,900	526,400	577,500
		64	395,400	469,900	521,200	572,300			64	405,800	475,500	527,100	578,400
		65	395,700	470,600	522,100	573,200			65	406,100	476,200	527,900	579,300
		66		471,300	523,000			66		476,900	528,700		
		67		471,900	523,700			67		477,500	529,400		
		68		472,500	524,600			68		478,100	530,300		
		69		472,800	525,500			69		478,400	531,200		
		70		473,400	526,300			70		479,000	532,000		
		71		474,100	527,200			71		479,700	532,900		
		72		474,800	528,100			72		480,400	533,800		
		73		475,200	528,900			73		480,800	534,600		
		74		475,800	529,800			74		481,400	535,500		
		75		476,500	530,700			75		482,100	536,400		
		76		477,200	531,400			76		482,800	537,100		
		77		477,600	532,200			77		483,200	537,900		

滋賀県職員等の給与等に関する条例新旧対照表（第1条関係）

旧							新						
		78		478,200	533,100				78		483,800	538,800	
		79		478,800	534,000				79		484,400	539,700	
		80		479,300	534,900				80		484,900	540,600	
		81		479,900	535,700				81		485,400	541,400	
		82		480,400	536,600				82		485,900	542,300	
		83		480,900	537,500				83		486,400	543,200	
		84		481,400	538,400				84		486,900	544,100	
		85		481,800	539,200				85		487,300	544,900	
		86		482,400	540,100				86		487,800	545,800	
		87		482,800	541,000				87		488,200	546,700	
		88		483,300	541,900				88		488,700	547,600	
		89		483,800	542,700				89		489,200	548,400	
		90		484,400					90		489,800		
		91		485,000					91		490,400		
		92		485,400					92		490,800		
		93		485,900					93		491,300		
		94		486,500					94		491,900		
		95		487,100					95		492,500		
		96		487,600					96		493,000		
		97		488,100					97		493,500		
定年前 再任用 短時間 勤務職 員		基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額		定年前 再任用 短時間 勤務職 員		基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	
		円	円	円	円				円	円	円	円	
		297,300	339,700	394,300	467,400				301,700	344,400	399,500	473,300	

注 この表は、保健所等に勤務する医師および歯科医師で人事委員会規則で定めるものに適用する。

滋賀県職員等の給与等に関する条例新旧対照表（第1条関係）

旧										新									
		81	245,900	289,100	324,200	345,500	386,700				81	255,500	292,800	328,100	349,600	390,900			
		82	246,200	289,600	324,700	345,800	387,200				82	255,800	293,100	328,600	349,900	391,400			
		83	246,500	290,000	325,100	346,200	387,600				83	256,100	293,400	329,000	350,100	391,800			
		84	246,700	290,300	325,600	346,500	388,000				84	256,300	293,700	329,500	350,400	392,200			
		85	246,900	290,500	326,100	347,000	388,400				85	256,500	293,900	330,000	350,900	392,600			
		86		290,700	326,500	347,300	86				294,100		330,400	351,200					
		87		290,900	326,700	347,600	87				294,300		330,600	351,500					
		88		291,100	327,000	347,900	88				294,500		330,900	351,800					
		89		291,500	327,400	348,300	89				294,900		331,300	352,200					
		90	291,700	327,800	348,600	90	295,100	331,700	352,500										
		91	291,900	328,200	349,000	91	295,300	332,000	352,800										
		92	292,100	328,600	349,300	92	295,500	332,300	353,100										
		93	292,500	328,900	349,700	93	295,900	332,600	353,500										
		94	292,700	329,100	350,000	94	296,100	332,800	353,800										
		95	292,900	329,500	350,300	95	296,300	333,200	354,100										
		96	293,200	329,800	350,600	96	296,600	333,500	354,400										
97	293,500	330,000	350,900	97	296,900	333,700	354,700												
98	293,700	330,300	351,300	98	297,100	334,000	355,100												
99	293,900	330,600	351,700	99	297,300	334,300	355,500												
100	294,200	330,900	352,100	100	297,600	334,600	355,900												
101	294,500	331,100	352,600	101	297,900	334,800	356,400												
102	294,700	331,400	353,000	102	298,100	335,100	356,800												
103	294,900	331,800	353,400	103	298,300	335,400	357,200												
104	295,200	332,000	353,800	104	298,600	335,600	357,600												
105	295,500	332,200	354,300	105	298,900	335,800	358,100												
106		332,400		106		336,000													
107		332,800		107		336,400													
108		333,000		108		336,600													
109		333,200		109		336,800													
110		333,600		110		337,200													
111		334,000		111		337,600													
112		334,400		112		338,000													
113		334,600		113		338,200													
定 前 任 短 間 務 員	年 再 用 時 勤 職		基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額		
			円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円		
			189,700	216,300	244,500	257,900	283,100	323,900	366,200				193,000	219,600	248,100	261,700	287,300	328,400	371,000
注 この表は、保健所等に勤務する薬剤師、栄養士その他の職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。										注 この表は、保健所等に勤務する薬剤師、栄養士その他の職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。									

滋賀県職員等の給与等に関する条例新旧対照表（第1条関係）

旧								新							
ウ 医療職給料表(3)								ウ 医療職給料表(3)							
職員 の区 分	職務 の級 号給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	職員 の区 分	職務 の級 号給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額			給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円	円			円	円	円	円	円	円
	1	183,500	211,000	253,600	272,400	293,800	332,800		1	207,600	240,600	277,600	293,000	310,300	342,200
	2	184,900	212,900	255,000	273,300	295,300	334,800		2	209,600	242,800	278,700	293,600	311,500	343,900
	3	186,400	214,900	256,500	274,100	296,900	336,800		3	211,400	245,000	279,800	294,200	312,700	345,600
	4	187,800	216,800	257,900	274,900	298,500	338,800		4	213,100	247,200	280,800	294,700	313,800	347,300
	5	189,300	218,800	259,100	275,400	299,800	340,800		5	214,800	249,400	281,800	295,200	314,900	349,000
	6	190,800	220,600	259,900	276,300	301,500	342,900		6	216,700	250,400	282,300	295,800	316,000	350,700
	7	192,300	222,400	260,700	277,000	303,100	344,900		7	218,500	251,300	282,800	296,400	317,100	352,400
	8	193,800	224,100	261,400	277,900	304,700	346,900		8	220,200	252,200	283,300	296,900	318,200	354,000
	9	195,000	225,800	262,100	278,800	306,300	348,400		9	221,900	253,100	283,800	297,400	319,300	355,500
	10	196,700	227,200	262,800	279,400	307,700	350,400		10	223,900	254,300	284,300	298,000	320,300	357,200
	11	198,300	228,500	263,600	280,300	308,900	352,300		11	225,800	255,400	284,800	298,600	321,300	358,900
	12	199,800	229,400	264,300	281,200	310,200	354,300		12	227,700	256,300	285,300	299,100	322,300	360,600
	13	201,200	230,800	265,100	282,100	311,400	356,200		13	229,600	257,100	285,800	299,600	323,300	362,000
	14	203,200	231,800	266,000	283,000	313,000	358,200		14	231,600	257,800	286,300	300,200	324,500	363,700
	15	205,300	232,800	266,800	283,900	314,600	360,200		15	233,600	258,500	286,800	300,800	325,700	365,400
	16	207,300	233,700	267,700	284,800	316,200	362,200		16	235,600	259,400	287,300	301,300	326,900	367,100
	17	209,300	234,800	268,200	285,800	317,700	364,100		17	237,600	260,500	287,800	301,800	328,000	368,900
	18	211,300	236,200	269,000	286,800	319,200	366,100		18	239,600	261,600	288,300	302,500	329,200	370,900
	19	213,400	237,600	269,800	287,800	320,700	368,200		19	241,700	262,700	288,800	303,200	330,300	372,900
	20	215,400	238,700	270,600	288,900	322,100	370,200		20	243,700	263,800	289,300	303,900	331,400	374,900
	21	217,300	239,800	271,300	290,200	323,500	371,900		21	245,600	264,900	289,800	304,600	332,500	376,600
	22	219,000	241,400	272,000	291,600	324,900	374,000		22	246,800	266,000	290,300	305,500	333,700	378,700
	23	220,700	243,100	272,700	292,800	326,400	376,100		23	248,000	267,100	290,800	306,400	334,800	380,800
	24	222,400	244,500	273,500	294,000	327,800	378,100		24	249,100	268,200	291,300	307,300	335,900	382,800
	25	223,700	245,700	274,300	295,100	329,200	380,000		25	250,200	269,200	291,800	308,100	337,000	384,700
	26	225,000	247,000	275,000	296,500	330,600	381,600		26	251,100	270,300	292,300	309,000	338,200	386,300
	27	226,100	248,400	275,800	297,900	332,000	383,400		27	252,000	271,400	292,800	309,900	339,300	388,100
	28	227,100	249,700	276,600	299,300	333,400	385,200		28	252,900	272,400	293,300	310,800	340,400	389,900
	29	228,200	251,100	277,600	300,300	334,500	386,900		29	253,700	273,400	293,800	311,600	341,500	391,600
	30	229,000	252,100	278,700	301,600	336,000	388,600		30	254,500	274,100	294,400	312,500	342,700	393,300
	31	229,800	252,900	280,100	302,900	337,400	390,500		31	255,200	274,800	295,200	313,400	343,800	395,200
	32	230,500	253,600	281,300	304,100	338,900	392,200		32	255,900	275,500	296,000	314,300	344,900	396,900

滋賀県職員等の給与等に関する条例新旧対照表（第1条関係）

旧									新								
		33	231,600	254,400	282,500	305,300	340,400	393,900			33	256,700	276,200	296,700	315,100	346,000	398,600
		34	232,800	255,300	283,800	306,700	341,900	395,600			34	257,500	276,800	297,500	316,200	347,300	400,300
		35	233,900	256,200	284,900	308,100	343,400	397,400			35	258,300	277,300	298,300	317,300	348,600	402,100
		36	234,900	256,900	286,100	309,500	344,900	399,100			36	259,000	277,800	299,100	318,400	349,900	403,800
		37	235,900	257,600	287,500	310,800	346,500	400,700			37	259,700	278,300	299,800	319,500	351,100	405,400
		38	237,200	258,500	288,600	312,100	348,100	402,400			38	260,600	278,900	300,600	320,600	352,600	407,100
		39	238,500	259,400	289,700	313,500	349,600	404,200			39	261,500	279,400	301,400	321,700	354,100	408,900
		40	239,700	260,300	290,700	314,900	351,100	406,000			40	262,300	279,900	302,100	322,800	355,600	410,700
		41	240,500	260,700	291,700	316,400	352,300	407,500			41	263,100	280,300	302,900	323,900	356,800	412,200
		42	241,500	261,500	292,900	317,800	353,800	409,000			42	264,000	280,800	303,700	325,100	358,300	413,700
		43	242,500	262,300	294,100	319,200	355,300	410,500			43	264,800	281,300	304,500	326,200	359,700	415,200
		44	243,500	263,000	295,300	320,500	356,700	411,800			44	265,600	281,800	305,300	327,300	361,100	416,500
		45	244,500	263,700	296,400	321,300	358,100	412,900			45	266,400	282,300	306,000	328,100	362,500	417,600
		46	245,500	264,400	297,700	322,700	359,100	414,000			46	267,100	282,800	307,000	329,200	363,500	418,700
		47	246,400	265,100	299,000	324,100	360,500	415,100			47	267,800	283,300	308,000	330,300	364,900	419,800
		48	247,200	265,800	300,200	325,600	361,800	416,300			48	268,400	283,800	308,900	331,300	366,200	421,000
		49	248,000	266,500	301,300	326,700	363,100	417,600			49	269,000	284,300	309,800	332,300	367,500	422,300
		50	248,900	267,300	302,500	328,000	364,500	418,700			50	269,500	284,800	310,800	333,300	368,900	423,400
		51	249,800	268,000	303,700	329,300	365,800	419,900			51	270,000	285,300	311,800	334,300	370,200	424,600
		52	250,600	268,900	305,000	330,600	367,100	421,000			52	270,400	285,800	312,700	335,300	371,500	425,700
		53	251,200	269,800	306,400	331,900	368,600	422,200			53	270,800	286,300	313,600	336,500	373,000	426,900
		54	252,100	270,900	307,700	333,200	369,800	423,200			54	271,300	286,800	314,600	337,800	374,200	427,900
		55	253,000	272,000	309,000	334,500	370,900	424,300			55	271,800	287,300	315,600	339,000	375,300	429,000
		56	253,800	273,200	310,200	335,800	372,100	425,400			56	272,200	287,800	316,600	340,200	376,500	430,100
		57	254,500	274,400	311,000	336,700	373,200	426,500			57	272,600	288,300	317,400	341,100	377,600	431,100
		58	255,400	275,800	312,200	338,000	374,100	427,000			58	273,000	289,100	318,400	342,300	378,500	431,600
		59	256,000	277,100	313,400	339,200	375,100	427,600			59	273,400	289,900	319,400	343,400	379,500	432,200
		60	256,800	278,400	314,800	340,500	376,000	428,000			60	273,800	290,600	320,300	344,700	380,400	432,600
		61	257,500	279,600	315,900	341,500	376,600	428,600			61	274,200	291,300	321,200	345,700	381,000	433,200
		62	258,200	280,800	317,200	342,400	377,400	429,100			62	274,600	292,200	322,200	346,600	381,800	433,700
		63	258,900	281,900	318,400	343,500	378,200	429,500			63	275,000	293,100	323,200	347,700	382,600	434,100
		64	259,600	283,000	319,600	344,700	379,000	430,000			64	275,400	293,900	324,100	348,900	383,400	434,600
		65	260,200	284,000	320,800	345,800	379,700	430,500			65	275,800	294,700	325,000	350,000	384,100	435,100
		66	260,900	285,200	322,100	347,000	380,400	430,900			66	276,200	295,600	326,200	351,200	384,800	435,500
		67	261,500	286,400	323,300	348,200	381,200	431,200			67	276,600	296,400	327,400	352,400	385,500	435,800
		68	262,100	287,400	324,500	349,200	381,900	431,500			68	277,000	297,200	328,600	353,400	386,100	436,100

滋賀県職員等の給与等に関する条例新旧対照表（第 1 条関係）

旧										新									
		69	262, 700	288, 400	325, 200	350, 200	382, 500	431, 900				69	277, 400	298, 000	329, 300	354, 400	386, 700	436, 500	
		70	263, 300	289, 800	326, 300	351, 200	383, 100					70	277, 900	298, 900	330, 400	355, 400	387, 300		
		71	264, 100	291, 100	327, 400	352, 300	383, 800					71	278, 400	299, 800	331, 500	356, 500	388, 000		
		72	264, 900	292, 300	328, 300	353, 400	384, 400					72	278, 800	300, 700	332, 400	357, 600	388, 600		
		73	266, 100	293, 300	329, 400	354, 200	385, 100					73	279, 200	301, 600	333, 500	358, 400	389, 300		
		74	267, 200	294, 600	330, 100	355, 300	385, 600					74	279, 800	302, 500	334, 200	359, 500	389, 800		
		75	268, 200	295, 800	331, 200	356, 400	386, 200					75	280, 400	303, 400	335, 300	360, 600	390, 400		
		76	269, 200	297, 000	332, 300	357, 400	386, 700					76	280, 900	304, 300	336, 400	361, 600	390, 900		
		77	270, 100	298, 300	333, 400	358, 100	387, 100					77	281, 400	305, 100	337, 500	362, 300	391, 300		
		78	271, 000	299, 500	334, 600	358, 900	387, 700					78	282, 000	306, 100	338, 700	363, 100	391, 900		
		79	271, 900	300, 700	335, 700	359, 700	388, 200					79	282, 600	307, 100	339, 800	363, 900	392, 400		
		80	272, 800	301, 900	336, 800	360, 400	388, 500					80	283, 100	308, 000	340, 900	364, 600	392, 700		
		81	273, 600	302, 400	337, 900	361, 000	388, 800					81	283, 600	308, 500	342, 000	365, 200	393, 000		
		82	274, 500	303, 600	339, 000	361, 500	389, 300					82	284, 100	309, 400	343, 100	365, 700	393, 500		
		83	275, 400	304, 700	340, 000	362, 100	389, 700					83	284, 600	310, 300	344, 100	366, 200	393, 900		
		84	276, 000	305, 800	341, 100	362, 600	390, 000					84	285, 100	311, 100	345, 200	366, 700	394, 200		
	定年前 再任用 短時間 勤務職 員以外 の職員	85	276, 700	306, 900	342, 000	363, 200	390, 300					85	285, 600	311, 900	346, 100	367, 300	394, 500		
		86	277, 400	308, 100	343, 000	363, 700	390, 800					86	286, 100	312, 900	347, 100	367, 800	395, 000		
		87	278, 100	309, 300	343, 900	364, 300	391, 300					87	286, 600	313, 900	348, 000	368, 300	395, 500		
		88	278, 800	310, 400	344, 900	364, 800	391, 700					88	287, 100	314, 900	349, 000	368, 800	395, 900		
		89	279, 600	311, 500	345, 800	365, 200	392, 000					89	287, 600	315, 800	349, 900	369, 200	396, 200		
		90	280, 400	312, 700	346, 600	365, 600	392, 400					90	288, 100	316, 900	350, 700	369, 600	396, 600		
		91	281, 200	313, 900	347, 400	366, 200	392, 900					91	288, 600	317, 900	351, 500	370, 200	397, 100		
		92	282, 000	315, 000	348, 200	366, 700	393, 300					92	289, 100	318, 900	352, 300	370, 700	397, 500		
		93	282, 800	315, 800	348, 800	367, 000	393, 700					93	289, 600	319, 700	352, 900	371, 000	397, 900		
		94	283, 800	316, 500	349, 400	367, 500						94	290, 200	320, 400	353, 500	371, 500			
		95	284, 700	317, 200	350, 100	367, 900						95	290, 800	321, 100	354, 100	371, 900			
		96	285, 600	317, 800	350, 700	368, 200						96	291, 400	321, 700	354, 700	372, 200			
		97	286, 200	318, 300	351, 100	368, 800						97	292, 000	322, 200	355, 100	372, 800			
		98	286, 800	318, 600	351, 500	369, 300						98	292, 500	322, 500	355, 500	373, 300			
		99	287, 400	319, 200	352, 000	369, 800						99	293, 000	323, 100	356, 000	373, 800			
		100	288, 300	319, 800	352, 400	370, 300						100	293, 500	323, 700	356, 400	374, 300			
		101	289, 100	320, 200	352, 900	370, 900						101	294, 000	324, 100	356, 900	374, 900			
		102	289, 900	320, 800	353, 300	371, 400						102	294, 500	324, 700	357, 300	375, 400			
		103	290, 700	321, 400	353, 800	371, 900						103	295, 000	325, 300	357, 800	375, 900			
		104	291, 500	321, 900	354, 200	372, 300						104	295, 400	325, 800	358, 200	376, 300			
		105	292, 100	322, 300	354, 500	372, 900						105	295, 800	326, 200	358, 500	376, 900			

滋賀県職員等の給与等に関する条例新旧対照表（第 1 条関係）

旧										新									
		106	292, 600	322, 800	355, 000	373, 400					106	296, 300	326, 700	359, 000	377, 400				
		107	293, 100	323, 300	355, 400	373, 900					107	296, 800	327, 200	359, 400	377, 900				
		108	293, 500	323, 800	355, 700	374, 400					108	297, 100	327, 700	359, 700	378, 400				
		109	293, 700	324, 200	356, 200	375, 000					109	297, 300	328, 100	360, 100	379, 000				
		110	294, 000	324, 600	356, 700	375, 400					110	297, 600	328, 500	360, 600	379, 400				
		111	294, 200	324, 900	357, 200	375, 900					111	297, 800	328, 800	361, 100	379, 900				
		112	294, 500	325, 200	357, 700	376, 400					112	298, 100	329, 100	361, 600	380, 400				
		113	294, 800	325, 500	358, 200	377, 000					113	298, 400	329, 400	362, 100	381, 000				
		114	295, 000	325, 900	358, 700						114	298, 600	329, 800	362, 600					
		115	295, 300	326, 300	359, 200						115	298, 900	330, 100	363, 100					
		116	295, 500	326, 600	359, 600						116	299, 100	330, 400	363, 500					
		117	295, 800	326, 800	360, 000						117	299, 400	330, 600	363, 900					
		118	296, 100	327, 100	360, 400						118	299, 700	330, 900	364, 300					
		119	296, 400	327, 500	360, 900						119	300, 000	331, 200	364, 800					
		120	296, 700	327, 700	361, 400						120	300, 300	331, 400	365, 300					
		121	297, 000	327, 900	361, 800						121	300, 600	331, 600	365, 700					
		122	297, 400	328, 200	362, 300						122	301, 000	331, 900	366, 200					
		123	297, 700	328, 500	362, 800						123	301, 300	332, 200	366, 700					
		124	298, 100	328, 800	363, 300						124	301, 600	332, 500	367, 200					
		125	298, 300	329, 000	363, 600						125	301, 800	332, 700	367, 500					
		126	298, 500	329, 300							126	302, 000	333, 000						
		127	298, 800	329, 700							127	302, 300	333, 400						
		128	299, 200	329, 900							128	302, 700	333, 600						
		129	299, 400	330, 100							129	302, 900	333, 800						
		130	299, 700	330, 300							130	303, 200	334, 000						
		131	300, 100	330, 700							131	303, 600	334, 400						
		132	300, 500	330, 900							132	304, 000	334, 600						
		133	300, 700	331, 200							133	304, 200	334, 900						
		134	301, 000	331, 600							134	304, 500	335, 300						
		135	301, 400	332, 000							135	304, 800	335, 700						
		136	301, 700	332, 400							136	305, 100	336, 100						
		137	301, 900	332, 700							137	305, 300	336, 400						
		138	302, 200	333, 100							138	305, 600	336, 800						
		139	302, 600	333, 500							139	305, 900	337, 200						
		140	302, 900	333, 900							140	306, 200	337, 600						
		141	303, 100	334, 200							141	306, 400	337, 900						
		142	303, 500	334, 600							142	306, 800	338, 300						

滋賀県職員等の給与等に関する条例新旧対照表（第1条関係）

[illegible]

滋賀県職員等の給与等に関する条例新旧対照表（第 1 条関係）

旧								新							
別表第 5（第 3 条関係）								別表第 5（第 3 条関係）							
福 祉 職 給 料 表								福 祉 職 給 料 表							
職員 の区 分	職務 の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	職員 の区 分	職務 の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額		号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円	円			円	円	円	円	円	円
	1	176,900	223,400	264,400	284,900	323,100	365,500		1	199,600	246,200	284,700	302,400	335,000	373,400
	2	178,100	225,100	265,900	286,300	325,300	368,100		2	201,300	248,300	285,500	303,700	336,900	376,000
	3	179,300	226,900	267,300	287,800	327,500	370,500		3	203,000	250,300	286,300	305,000	338,700	378,300
	4	180,500	228,600	268,700	289,100	329,500	372,900		4	204,700	252,300	287,100	306,200	340,500	380,500
	5	181,400	230,300	269,600	290,500	331,500	374,800		5	206,300	254,300	287,800	307,400	342,200	382,400
	6	182,900	232,000	270,800	292,200	333,500	377,300		6	207,900	255,900	288,800	309,000	343,900	384,700
	7	184,300	233,700	272,100	294,000	335,400	379,600		7	209,500	257,500	289,700	310,600	345,500	386,800
	8	185,700	235,000	273,400	295,800	337,300	382,100		8	211,100	258,800	290,600	312,200	347,200	388,800
	9	186,800	236,700	274,400	297,500	339,200	384,500		9	212,700	260,300	291,500	313,800	348,800	390,800
	10	188,200	238,200	275,500	299,400	341,200	387,100		10	214,500	261,500	292,400	315,500	350,500	393,100
	11	189,600	239,500	276,700	301,400	343,200	389,700		11	216,300	262,600	293,300	317,000	352,100	395,300
	12	191,000	240,700	277,600	303,200	345,200	392,300		12	217,400	263,700	294,200	318,500	353,700	397,500
	13	192,400	242,000	278,500	304,400	347,000	394,600		13	218,500	264,800	295,000	319,700	355,200	399,700
	14	193,700	243,300	279,700	306,500	349,000	396,900		14	219,700	265,900	296,000	321,100	356,900	402,000
	15	195,100	244,600	281,000	308,500	350,900	399,100		15	220,900	267,000	297,200	322,500	358,500	404,200
	16	196,400	245,800	282,300	310,400	352,800	401,400		16	222,000	268,100	298,300	323,900	360,100	406,500
	17	197,800	247,000	283,600	312,300	354,500	403,200		17	223,100	269,200	299,500	325,300	361,700	408,300
	18	199,100	248,200	285,200	314,000	356,500	405,100		18	224,100	270,100	300,600	326,800	363,500	410,200
	19	200,400	249,300	286,800	315,600	358,300	407,000		19	225,100	271,000	301,700	328,200	365,000	412,100
	20	201,500	250,300	288,200	317,300	360,200	408,800		20	226,100	271,800	302,800	329,600	366,600	413,900
	21	202,500	251,000	289,400	319,000	362,100	410,600		21	227,100	272,400	303,900	331,000	368,000	415,700
	22	204,100	252,100	291,100	321,100	364,000	412,400		22	228,500	273,100	305,000	332,600	369,600	417,500
	23	205,700	253,300	292,400	323,100	365,900	414,200		23	229,800	273,900	306,100	334,200	371,200	419,300
	24	207,100	254,400	293,900	324,900	367,800	416,000		24	231,100	274,600	307,100	335,700	372,700	421,100
	25	208,700	255,600	295,600	326,800	369,700	417,600		25	232,400	275,600	308,100	337,200	374,600	422,700
	26	210,100	257,200	296,900	328,700	371,600	419,100		26	233,700	276,500	309,100	338,800	376,500	424,200
	27	211,500	258,700	298,400	330,500	373,500	420,600		27	235,000	277,400	310,100	340,400	378,400	425,700
	28	212,900	260,200	299,900	332,300	375,400	422,100		28	236,200	278,300	311,100	341,900	380,200	427,200
	29	214,600	261,600	300,900	334,100	376,900	423,600		29	237,400	279,300	312,100	343,400	381,700	428,700
	30	215,800	262,800	302,100	336,100	378,700	424,900		30	238,400	280,200	313,100	344,900	383,500	430,000
	31	217,200	263,900	303,500	338,000	380,500	426,200		31	239,400	281,100	314,100	346,400	385,200	431,300
	32	218,300	265,200	304,700	339,900	382,100	427,400		32	240,400	282,000	315,100	347,900	386,800	432,500

滋賀県職員等の給与等に関する条例新旧対照表（第１条関係）

旧									新									
		33	219,400	266,300	305,900	341,500	383,800	428,600				33	241,400	282,900	316,100	349,400	388,500	433,700
		34	220,700	267,300	307,400	343,400	385,200	429,900				34	242,400	283,700	317,200	351,000	389,900	435,000
		35	221,900	268,500	308,700	345,100	386,600	431,200				35	243,300	284,600	318,300	352,600	391,300	436,300
		36	222,900	269,500	310,100	346,800	388,000	432,400				36	244,200	285,500	319,400	354,100	392,700	437,500
		37	223,900	270,500	311,600	348,000	389,400	433,600				37	245,100	286,500	320,500	355,300	394,100	438,700
		38	225,000	271,700	313,000	349,900	390,600	434,400				38	246,000	287,500	321,600	356,800	395,300	439,500
		39	226,100	272,700	314,400	351,800	391,800	435,200				39	246,900	288,500	322,700	358,300	396,500	440,300
		40	227,100	273,800	315,900	353,600	392,800	436,000				40	247,700	289,400	323,800	359,800	397,500	441,100
		41	228,000	274,900	317,200	355,500	393,900	436,600				41	248,500	290,300	324,800	361,200	398,600	441,700
		42	228,700	276,200	318,700	357,300	395,100	437,300				42	249,100	291,300	325,900	362,700	399,800	442,300
		43	229,500	277,700	320,200	359,000	396,200	438,000				43	249,700	292,300	327,000	364,200	400,900	442,900
		44	230,300	279,000	321,500	360,700	397,300	438,700				44	250,300	293,200	328,000	365,700	402,000	443,500
		45	231,000	280,400	322,500	362,400	398,000	439,500				45	250,800	294,100	329,000	367,100	402,700	444,200
		46	231,800	281,800	323,700	363,800	398,700	440,300				46	251,300	295,100	329,900	368,500	403,400	445,000
		47	232,700	283,200	324,900	365,200	399,400	440,700				47	251,800	296,100	330,800	369,900	404,100	445,400
		48	233,400	284,600	326,100	366,600	400,100	441,400				48	252,300	297,000	331,700	371,300	404,800	446,100
		49	234,000	286,000	327,100	367,600	400,700	441,900				49	252,800	297,900	332,600	372,300	405,400	446,600
		50	234,900	287,200	328,100	368,700	401,300	442,300				50	253,400	298,800	333,300	373,400	406,000	447,000
		51	235,900	288,400	328,900	369,700	401,800	442,700				51	253,900	299,700	333,900	374,300	406,500	447,400
		52	236,600	289,700	329,900	370,800	402,200	443,100				52	254,400	300,600	334,500	375,400	406,900	447,800
		53	237,000	290,700	330,600	371,500	402,600	443,500				53	254,800	301,400	335,100	376,100	407,300	448,200
		54	238,000	291,800	331,300	372,100	402,900	443,900				54	255,300	302,300	335,800	376,700	407,500	448,600
		55	238,600	292,900	332,000	372,800	403,200	444,300				55	255,800	303,200	336,400	377,400	407,800	449,000
		56	239,200	293,900	332,800	373,600	403,500	444,600				56	256,300	304,000	337,000	378,200	408,100	449,300
		57	239,900	295,100	333,400	374,400	403,800	444,900				57	256,800	304,900	337,600	379,000	408,400	449,600
		58	240,600	296,400	333,900	375,200	404,100	445,300				58	257,200	305,900	338,100	379,700	408,700	450,000
		59	241,300	297,700	334,500	376,000	404,400	445,600				59	257,600	306,900	338,600	380,500	409,000	450,300
		60	241,900	299,000	335,000	376,700	404,700	445,900				60	258,000	307,800	339,100	381,200	409,300	450,600
		61	242,500	300,100	335,400	377,500	405,000	446,200				61	258,400	308,700	339,500	382,000	409,500	450,900
		62	243,000	301,500	335,600	378,200	405,300					62	258,800	309,700	339,700	382,700	409,800	
		63	243,500	302,700	336,100	378,900	405,600					63	259,200	310,600	340,200	383,400	410,100	
		64	244,000	304,100	336,600	379,500	405,900					64	259,600	311,500	340,700	384,000	410,400	
		65	244,600	305,200	336,900	379,800	406,200					65	260,000	312,400	341,000	384,300	410,600	
		66	245,400	306,400	337,300	380,400	406,500					66	260,400	313,300	341,400	384,900	410,900	
		67	246,300	307,500	337,800	381,000	406,800					67	260,800	314,200	341,900	385,500	411,200	
		68	247,000	308,600	338,200	381,700	407,100					68	261,200	315,000	342,300	386,200	411,500	
		69	247,900	309,300	338,700	382,100	407,300					69	261,600	315,700	342,700	386,600	411,700	
		70	248,800	310,400	339,200	382,800	407,600					70	262,000	316,600	343,200	387,300	412,000	

滋賀県職員等の給与等に関する条例新旧対照表（第１条関係）

旧										新									
定年前再任用短時間勤務職員以外の職員	71	249,600	311,600	339,600	383,400	407,900				定年前再任用短時間勤務職員以外の職員	71	262,400	317,400	343,600	387,900	412,300			
	72	250,200	312,800	340,100	384,000	408,100					72	262,800	318,200	344,100	388,500	412,500			
	73	250,800	314,100	340,300	384,400	408,300					73	263,200	319,000	344,300	388,900	412,700			
	74	251,700	314,800	340,800	385,000	408,600					74	263,600	319,500	344,800	389,400	413,000			
	75	252,500	315,400	341,300	385,600	408,900					75	264,000	320,000	345,300	390,000	413,300			
	76	253,200	316,000	341,700	386,200	409,100					76	264,400	320,500	345,700	390,500	413,500			
	77	253,900	316,700	342,000	386,600	409,300					77	264,800	321,000	346,000	390,900	413,700			
	78	254,800	317,400	342,400	387,100						78	265,200	321,600	346,400	391,400				
	79	255,700	318,000	342,900	387,600						79	265,600	322,100	346,900	391,900				
	80	256,300	318,600	343,300	388,200						80	265,900	322,600	347,300	392,400				
	81	257,000	318,900	343,500	388,700						81	266,200	322,900	347,500	392,900				
	82	257,500	319,200	343,800	389,100						82	266,600	323,200	347,800	393,300				
	83	258,100	319,800	344,300	389,500						83	267,000	323,700	348,200	393,700				
	84	258,700	320,100	344,700	389,900						84	267,300	324,000	348,600	394,100				
	85	259,300	320,400	345,000	390,100						85	267,600	324,300	348,900	394,300				
	86	260,100	320,700	345,300	390,300						86	268,000	324,600	349,200	394,500				
	87	260,800	321,000	345,800	390,600						87	268,400	324,900	349,600	394,800				
	88	261,500	321,300	346,200	390,900						88	268,700	325,200	350,000	395,100				
	89	262,000	321,700	346,500	391,100						89	269,000	325,600	350,300	395,300				
	90	262,800	322,100	346,900	391,400						90	269,400	326,000	350,700	395,600				
	91	263,600	322,400	347,300	391,700						91	269,800	326,300	351,100	395,900				
	92	264,300	322,600	347,500	391,900						92	270,100	326,500	351,300	396,100				
	93	264,700	323,100	347,800	392,100						93	270,400	327,000	351,600	396,300				
	94	265,200	323,500								94	270,800	327,400						
	95	265,700	323,700								95	271,200	327,600						
	96	266,400	324,100								96	271,500	328,000						
	97	267,100	324,500								97	271,800	328,400						
	98	267,800	324,900								98	272,200	328,800						
	99	268,500	325,300								99	272,600	329,200						
	100	269,200	325,600								100	272,900	329,500						
	101	269,600	325,800								101	273,200	329,700						
	102	270,100	326,100								102	273,600	330,000						
	103	270,500	326,400								103	274,000	330,300						
	104	270,900	326,700								104	274,300	330,600						
	105	271,100	327,100								105	274,500	331,000						
	106	271,300	327,300								106	274,700	331,200						
	107	271,600	327,600								107	275,000	331,500						
	108	271,900	328,000								108	275,300	331,900						

滋賀県職員等の給与等に関する条例新旧対照表（第１条関係）

旧										新									
		109	272, 200	328, 400								109	275, 600	332, 300					
		110	272, 500	328, 700								110	275, 900	332, 600					
		111	272, 800	329, 100								111	276, 200	332, 900					
		112	273, 000	329, 400								112	276, 400	333, 200					
		113	273, 300	329, 700								113	276, 700	333, 500					
		114	273, 600	330, 100								114	277, 000	333, 900					
		115	273, 900	330, 400								115	277, 300	334, 200					
		116	274, 300	330, 600								116	277, 700	334, 400					
		117	274, 600	330, 800								117	278, 000	334, 600					
		118	274, 900	331, 100								118	278, 300	334, 900					
		119	275, 300	331, 500								119	278, 600	335, 200					
		120	275, 700	331, 900								120	279, 000	335, 500					
		121	275, 900	332, 100								121	279, 200	335, 700					
		122	276, 100									122	279, 400						
		123	276, 500									123	279, 800						
		124	276, 800									124	280, 100						
		125	277, 000									125	280, 300						
		126	277, 300									126	280, 600						
		127	277, 700									127	281, 000						
		128	278, 100									128	281, 400						
		129	278, 300									129	281, 600						
		130	278, 700									130	282, 000						
		131	279, 100									131	282, 400						
		132	279, 400									132	282, 700						
		133	279, 600									133	282, 900						
		134	279, 900									134	283, 200						
		135	280, 300									135	283, 600						
		136	280, 600									136	283, 900						
		137	280, 800									137	284, 100						
		138	281, 100									138	284, 400						
		139	281, 400									139	284, 700						
		140	281, 700									140	285, 000						
		141	281, 900									141	285, 200						
		142	282, 100									142	285, 400						
		143	282, 300									143	285, 600						
		144	282, 600									144	285, 900						
		145	283, 000									145	286, 300						

旧							
		146 147 148	283, 200 283, 500 283, 800				
		149 150 151 152 153	284, 100 284, 300 284, 600 284, 800 285, 100				
定年前再任用短時間勤務職員		基　準 給料月額	基　準 給料月額	基　準 給料月額	基　準 給料月額	基　準 給料月額	基　準 給料月額
		円	円	円	円	円	円
		202, 500	242, 000	256, 300	289, 400	316, 200	358, 000
注　この表は、児童福祉施設等で人事委員会の指定するものに勤務し、入所者の指導、保育等の業務に従事する職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。							
別表第６　省略							

新							
		146 147 148	286, 500 286, 800 287, 100				
		149 150 151 152 153	287, 400 287, 600 287, 900 288, 100 288, 400				
定年前再任用短時間勤務職員		基　準 給料月額	基　準 給料月額	基　準 給料月額	基　準 給料月額	基　準 給料月額	基　準 給料月額
		円	円	円	円	円	円
		205, 800	245, 600	260, 100	293, 600	320, 600	362, 700
注　この表は、児童福祉施設等で人事委員会の指定するものに勤務し、入所者の指導、保育等の業務に従事する職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。							
別表第６　省略							

滋賀県職員等の給与等に関する条例新旧対照表（第2条関係）

旧	新
第1条から第19条の2まで 省略 （職員の期末手当） 第20条 省略 2 期末手当の額は、期末手当基礎額に<u>100分の127.5</u>（行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が8級以上であるものならびに同表以外の各給料表の適用を受ける職員でその職務の複雑、困難および責任の度等がこれに相当するもの（これらの職員のうち、人事委員会規則で定める職員に限る。第21条第2項において「特定幹部職員」という。）にあつては、<u>100分の107.5</u>）を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間における当該職員の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。 (1) 6 箇月 100分の100 (2) 5 箇月以上6 箇月未満 100分の80 (3) 3 箇月以上5 箇月未満 100分の60 (4) 3 箇月未満 100分の30 3 定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「<u>100分の127.5</u>」とあるのは「<u>100分の71.25</u>」と、「<u>100分の107.5</u>」とあるのは「<u>100分の61.25</u>」とする。 4 から 6 まで 省略	第1条から第19条の2まで 省略 （職員の期末手当） 第20条 省略 2 期末手当の額は、期末手当基礎額に<u>100分の125</u>（行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が8級以上であるものならびに同表以外の各給料表の適用を受ける職員でその職務の複雑、困難および責任の度等がこれに相当するもの（これらの職員のうち、人事委員会規則で定める職員に限る。第21条第2項において「特定幹部職員」という。）にあつては、<u>100分の105</u>）を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間における当該職員の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。 (1) 6 箇月 100分の100 (2) 5 箇月以上6 箇月未満 100分の80 (3) 3 箇月以上5 箇月未満 100分の60 (4) 3 箇月未満 100分の30 3 定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「<u>100分の125</u>」とあるのは「<u>100分の70</u>」と、「<u>100分の105</u>」とあるのは「<u>100分の60</u>」とする。 4 から 6 まで 省略

第20条の2および第20条の3 省略

(職員の勤勉手当)

第21条 省略

2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権者が人事委員会の定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、当該各号に定める額を超えてはならない。

(1) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在（退職し、または死亡した職員にあつては、退職し、または死亡した日現在。次項において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額およびこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に100分の107.5（特定幹部職員にあつては、100分の127.5）を乗じて得た額の総額

(2) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員 当該定年前再任用短時間勤務職員の勤勉手当基礎額に100分の51.25（特定幹部職員にあつては、100分の61.25）を乗じて得た額の総額

3から5まで 省略

第22条から第33条まで 省略

(第1号会計年度任用職員の期末手当)

第34条 省略

2 第20条（第3項および第4項を除く。）から第20条の3までの規定

第20条の2および第20条の3 省略

(職員の勤勉手当)

第21条 省略

2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権者が人事委員会の定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、当該各号に定める額を超えてはならない。

(1) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在（退職し、または死亡した職員にあつては、退職し、または死亡した日現在。次項において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額およびこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に100分の105（特定幹部職員にあつては、100分の125）を乗じて得た額の総額

(2) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員 当該定年前再任用短時間勤務職員の勤勉手当基礎額に100分の50（特定幹部職員にあつては、100分の60）を乗じて得た額の総額

3から5まで 省略

第22条から第33条まで 省略

(第1号会計年度任用職員の期末手当)

第34条 省略

2 第20条（第3項および第4項を除く。）から第20条の3までの規定

は、前項の規定の適用を受ける第 1 号会計年度任用職員の期末手当について準用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

省略		
第20条第 2 項	100分の127.5（行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が 8 級以上であるものならびに同表以外の各給料表の適用を受ける職員でその職務の複雑、困難および責任の度等がこれに相当するもの（これらの職員のうち、人事委員会規則で定める職員に限る。第21条第 2 項において「特定幹部職員」という。）にあつては、 <u>100分の107.5</u> ）	100分の127.5
省略		

3 省略

（第 1 号会計年度任用職員の勤勉手当）

は、前項の規定の適用を受ける第 1 号会計年度任用職員の期末手当について準用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

省略		
第20条第 2 項	100分の125（行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が 8 級以上であるものならびに同表以外の各給料表の適用を受ける職員でその職務の複雑、困難および責任の度等がこれに相当するもの（これらの職員のうち、人事委員会規則で定める職員に限る。第21条第 2 項において「特定幹部職員」という。）にあつては、 <u>100分の105</u> ）	100分の125
省略		

3 省略

（第 1 号会計年度任用職員の勤勉手当）

第34条の2 省略

2 第21条第1項および第2項の規定は、前項の規定の適用を受ける第1号会計年度任用職員の勤勉手当について準用する。この場合において、同条第2項中「次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額」とあるのは「総額」と、「当該各号に定める額」とあるのは「当該第1号会計年度任用職員の勤勉手当基礎額に100分の107.5を乗じて得た額の総額」と読み替えるものとする。

3から5まで 省略

第35条および第36条 省略

(第2号会計年度任用職員の期末手当)

第37条 省略

2 第20条(第3項を除く。)から第20条の3までの規定は、前項の規定の適用を受ける第2号会計年度任用職員の期末手当について準用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

省略		
第20条第2項	100分の127.5 (行政職給料表の適用を受ける職員	100分の127.5
	でその職務の級が8級以上であるものならびに同表以外の各給料表の適用を受ける職員でその職務の	

第34条の2 省略

2 第21条第1項および第2項の規定は、前項の規定の適用を受ける第1号会計年度任用職員の勤勉手当について準用する。この場合において、同条第2項中「次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額」とあるのは「総額」と、「当該各号に定める額」とあるのは「当該第1号会計年度任用職員の勤勉手当基礎額に100分の105を乗じて得た額の総額」と読み替えるものとする。

3から5まで 省略

第35条および第36条 省略

(第2号会計年度任用職員の期末手当)

第37条 省略

2 第20条(第3項を除く。)から第20条の3までの規定は、前項の規定の適用を受ける第2号会計年度任用職員の期末手当について準用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

省略		
第20条第2項	100分の125 (行政職給料表の適用を受ける職員で	100分の125
	その職務の級が8級以上であるものならびに同表以外の各給料表の適用を受ける職員でその職務の	

	の複雑、困難および責任の度等がこれに相当するもの（これらの職員のうち、人事委員会規則で定める職員に限る。第21条第2項において「特定幹部職員」という。）にあつては、<u>100分の107.5</u>）			複雑、困難および責任の度等がこれに相当するもの（これらの職員のうち、人事委員会規則で定める職員に限る。第21条第2項において「特定幹部職員」という。）にあつては、<u>100分の105</u>）	
省略			省略		
（第2号会計年度任用職員の勤勉手当） 第37条の2 省略 2 第21条第1項から第3項までの規定は、前項の規定の適用を受ける第2号会計年度任用職員の勤勉手当について準用する。この場合において、同条第2項中「次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額」とあるのは「総額」と、「当該各号に定める額」とあるのは「当該第2号会計年度任用職員の勤勉手当基礎額に<u>100分の107.5</u>を乗じて得た額の総額」と読み替えるものとする。 3および4 省略 第38条以下 省略			（第2号会計年度任用職員の勤勉手当） 第37条の2 省略 2 第21条第1項から第3項までの規定は、前項の規定の適用を受ける第2号会計年度任用職員の勤勉手当について準用する。この場合において、同条第2項中「次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額」とあるのは「総額」と、「当該各号に定める額」とあるのは「当該第2号会計年度任用職員の勤勉手当基礎額に<u>100分の105</u>を乗じて得た額の総額」と読み替えるものとする。 3および4 省略 第38条以下 省略		

滋賀県一般職の任期付職員の採用等に関する条例新旧対照表（第3条関係）

旧	新																																				
第1条から第6条まで 省略 （特定任期付職員の給与に関する特例） 第7条 特定任期付職員（地方公営企業等の労働関係に関する法律（昭和27年法律第289号）第3条第4号に規定する職員（以下「企業職員」という。）である特定任期付職員（以下「特定任期付企業職員」という。）を除く。以下同じ。）には、次の給料表を適用する。 <table> <tr> <th>号給</th><th>給料月額</th></tr> <tr> <td></td><td>円</td></tr> <tr> <td>1</td><td><u>380,000</u></td></tr> <tr> <td>2</td><td><u>427,000</u></td></tr> <tr> <td>3</td><td><u>477,000</u></td></tr> <tr> <td>4</td><td><u>539,000</u></td></tr> <tr> <td>5</td><td><u>615,000</u></td></tr> <tr> <td>6</td><td><u>718,000</u></td></tr> <tr> <td>7</td><td><u>839,000</u></td></tr> </table> 2から5まで 省略 （特定任期付職員に対する給与条例の適用除外等） 第8条 省略 2 特定任期付職員に対する給与条例第10条の4、第19条の2第1項、	号給	給料月額		円	1	<u>380,000</u>	2	<u>427,000</u>	3	<u>477,000</u>	4	<u>539,000</u>	5	<u>615,000</u>	6	<u>718,000</u>	7	<u>839,000</u>	第1条から第6条まで 省略 （特定任期付職員の給与に関する特例） 第7条 特定任期付職員（地方公営企業等の労働関係に関する法律（昭和27年法律第289号）第3条第4号に規定する職員（以下「企業職員」という。）である特定任期付職員（以下「特定任期付企業職員」という。）を除く。以下同じ。）には、次の給料表を適用する。 <table> <tr> <th>号給</th><th>給料月額</th></tr> <tr> <td></td><td>円</td></tr> <tr> <td>1</td><td><u>392,000</u></td></tr> <tr> <td>2</td><td><u>440,000</u></td></tr> <tr> <td>3</td><td><u>492,000</u></td></tr> <tr> <td>4</td><td><u>555,000</u></td></tr> <tr> <td>5</td><td><u>634,000</u></td></tr> <tr> <td>6</td><td><u>740,000</u></td></tr> <tr> <td>7</td><td><u>864,000</u></td></tr> </table> 2から5まで 省略 （特定任期付職員に対する給与条例の適用除外等） 第8条 省略 2 特定任期付職員に対する給与条例第10条の4、第19条の2第1項、	号給	給料月額		円	1	<u>392,000</u>	2	<u>440,000</u>	3	<u>492,000</u>	4	<u>555,000</u>	5	<u>634,000</u>	6	<u>740,000</u>	7	<u>864,000</u>
号給	給料月額																																				
	円																																				
1	<u>380,000</u>																																				
2	<u>427,000</u>																																				
3	<u>477,000</u>																																				
4	<u>539,000</u>																																				
5	<u>615,000</u>																																				
6	<u>718,000</u>																																				
7	<u>839,000</u>																																				
号給	給料月額																																				
	円																																				
1	<u>392,000</u>																																				
2	<u>440,000</u>																																				
3	<u>492,000</u>																																				
4	<u>555,000</u>																																				
5	<u>634,000</u>																																				
6	<u>740,000</u>																																				
7	<u>864,000</u>																																				

第20条第2項および第23条の2第1項の規定の適用については、給与条例第10条の4中「医療職給料表(1)の適用を受ける職員」とあるのは「医療職給料表(1)の適用を受ける職員および滋賀県一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成15年滋賀県条例第8号。以下「任期付職員条例」という。）第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員（医療業務に従事する職員で人事委員会の定めるものに限る。）」と、給与条例第19条の2第1項中「管理職員が」とあるのは「管理職員および任期付職員条例第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員（第23条の2第1項において「管理職員等」という。）が」と、給与条例第20条第2項中「100分の122.5」とあるのは「100分の170」と、給与条例第23条の2第1項中「管理職員」とあるのは「管理職員等」とする。

- 3 特定任期付職員に対する学校職員給与条例第16条の2第1項および第17条第2項の規定の適用については、学校職員給与条例第16条の2第1項中「職員（）」とあるのは「職員（滋賀県一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成15年滋賀県条例第8号）第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員を含む。）」と、学校職員給与条例第17条第2項中「100分の122.5」とあるのは「100分の170」とする。

第9条以下 省略

第20条第2項および第23条の2第1項の規定の適用については、給与条例第10条の4中「医療職給料表(1)の適用を受ける職員」とあるのは「医療職給料表(1)の適用を受ける職員および滋賀県一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成15年滋賀県条例第8号。以下「任期付職員条例」という。）第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員（医療業務に従事する職員で人事委員会の定めるものに限る。）」と、給与条例第19条の2第1項中「管理職員が」とあるのは「管理職員および任期付職員条例第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員（第23条の2第1項において「管理職員等」という。）が」と、給与条例第20条第2項中「100分の127.5」とあるのは「100分の175」と、給与条例第23条の2第1項中「管理職員」とあるのは「管理職員等」とする。

- 3 特定任期付職員に対する学校職員給与条例第16条の2第1項および第17条第2項の規定の適用については、学校職員給与条例第16条の2第1項中「職員（）」とあるのは「職員（滋賀県一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成15年滋賀県条例第8号）第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員を含む。）」と、学校職員給与条例第17条第2項中「100分の127.5」とあるのは「100分の175」とする。

第9条以下 省略

滋賀県一般職の任期付研究員の採用等に関する条例新旧対照表（第4条関係）

旧	新																																
第1条から第4条まで 省略 （給与に関する特例） 第5条 第1号任期付研究員（地方公営企業等の労働関係に関する法律（昭和27年法律第289号）第3条第4号に規定する職員（以下「企業職員」という。）である第1号任期付研究員（以下「第1号任期付企業研究員」という。）を除く。以下同じ。）には、次の給料表を適用する。	第1条から第4条まで 省略 （給与に関する特例） 第5条 第1号任期付研究員（地方公営企業等の労働関係に関する法律（昭和27年法律第289号）第3条第4号に規定する職員（以下「企業職員」という。）である第1号任期付研究員（以下「第1号任期付企業研究員」という。）を除く。以下同じ。）には、次の給料表を適用する。																																
<table> <tr> <th>号給</th><th>給料月額</th></tr> <tr> <td></td><td>円</td></tr> <tr> <td>1</td><td><u>402,000</u></td></tr> <tr> <td>2</td><td><u>461,000</u></td></tr> <tr> <td>3</td><td><u>522,000</u></td></tr> <tr> <td>4</td><td><u>603,000</u></td></tr> <tr> <td>5</td><td><u>701,000</u></td></tr> <tr> <td>6</td><td><u>800,000</u></td></tr> </table>	号給	給料月額		円	1	<u>402,000</u>	2	<u>461,000</u>	3	<u>522,000</u>	4	<u>603,000</u>	5	<u>701,000</u>	6	<u>800,000</u>	<table> <tr> <th>号給</th><th>給料月額</th></tr> <tr> <td></td><td>円</td></tr> <tr> <td>1</td><td><u>414,000</u></td></tr> <tr> <td>2</td><td><u>475,000</u></td></tr> <tr> <td>3</td><td><u>538,000</u></td></tr> <tr> <td>4</td><td><u>621,000</u></td></tr> <tr> <td>5</td><td><u>722,000</u></td></tr> <tr> <td>6</td><td><u>824,000</u></td></tr> </table>	号給	給料月額		円	1	<u>414,000</u>	2	<u>475,000</u>	3	<u>538,000</u>	4	<u>621,000</u>	5	<u>722,000</u>	6	<u>824,000</u>
号給	給料月額																																
	円																																
1	<u>402,000</u>																																
2	<u>461,000</u>																																
3	<u>522,000</u>																																
4	<u>603,000</u>																																
5	<u>701,000</u>																																
6	<u>800,000</u>																																
号給	給料月額																																
	円																																
1	<u>414,000</u>																																
2	<u>475,000</u>																																
3	<u>538,000</u>																																
4	<u>621,000</u>																																
5	<u>722,000</u>																																
6	<u>824,000</u>																																
2 第2号任期付研究員（企業職員である第2号任期付研究員（以下「第2号任期付企業研究員」という。）を除く。以下同じ。）には、次の給料表を適用する。	2 第2号任期付研究員（企業職員である第2号任期付研究員（以下「第2号任期付企業研究員」という。）を除く。以下同じ。）には、次の給料表を適用する。																																
<table> <tr> <th>号給</th><th>給料月額</th></tr> </table>	号給	給料月額	<table> <tr> <th>号給</th><th>給料月額</th></tr> </table>	号給	給料月額																												
号給	給料月額																																
号給	給料月額																																

	円
1	<u>336,000</u>
2	<u>371,000</u>
3	<u>398,000</u>

3 から 6 まで 省略

(給与条例の適用除外等)

第 6 条 省略

2 第 1 号任期付研究員および第 2 号任期付研究員に対する給与条例第 19 条の 2 第 1 項、第 20 条第 2 項および第 23 条の 2 第 1 項の規定の適用については、給与条例第 19 条の 2 第 1 項中「管理職員が」とあるのは「管理職員および滋賀県一般職の任期付研究員の採用等に関する条例（平成 15 年滋賀県条例第 9 号）第 3 条第 1 号の規定により任期を定めて採用された職員（第 23 条の 2 第 1 項において「管理職員等」という。）が」と、給与条例第 20 条第 2 項中「100 分の 122.5」とあるのは「100 分の 170」と、給与条例第 23 条の 2 第 1 項中「管理職員」とあるのは「管理職員等」とする。

第 7 条以下 省略

	円
1	<u>346,000</u>
2	<u>382,000</u>
3	<u>410,000</u>

3 から 6 まで 省略

(給与条例の適用除外等)

第 6 条 省略

2 第 1 号任期付研究員および第 2 号任期付研究員に対する給与条例第 19 条の 2 第 1 項、第 20 条第 2 項および第 23 条の 2 第 1 項の規定の適用については、給与条例第 19 条の 2 第 1 項中「管理職員が」とあるのは「管理職員および滋賀県一般職の任期付研究員の採用等に関する条例（平成 15 年滋賀県条例第 9 号）第 3 条第 1 号の規定により任期を定めて採用された職員（第 23 条の 2 第 1 項において「管理職員等」という。）が」と、給与条例第 20 条第 2 項中「100 分の 127.5」とあるのは「100 分の 175」と、給与条例第 23 条の 2 第 1 項中「管理職員」とあるのは「管理職員等」とする。

第 7 条以下 省略

滋賀県一般職の任期付研究員の採用等に関する条例新旧対照表（第5条関係）

旧	新
第1条から第5条まで 省略 （給与条例の適用除外等） 第6条 省略 2 第1号任期付研究員および第2号任期付研究員に対する給与条例第19条の2第1項、第20条第2項および第23条の2第1項の規定の適用については、給与条例第19条の2第1項中「管理職員が」とあるのは「管理職員および滋賀県一般職の任期付研究員の採用等に関する条例（平成15年滋賀県条例第9号）第3条第1号の規定により任期を定めて採用された職員（第23条の2第1項において「管理職員等」という。）が」と、給与条例第20条第2項中「<u>100分の127.5</u>」とあるのは「<u>100分の175</u>」と、給与条例第23条の2第1項中「管理職員」とあるのは「管理職員等」とする。 第7条以下 省略	第1条から第5条まで 省略 （給与条例の適用除外等） 第6条 省略 2 第1号任期付研究員および第2号任期付研究員に対する給与条例第19条の2第1項、第20条第2項および第23条の2第1項の規定の適用については、給与条例第19条の2第1項中「管理職員が」とあるのは「管理職員および滋賀県一般職の任期付研究員の採用等に関する条例（平成15年滋賀県条例第9号）第3条第1号の規定により任期を定めて採用された職員（第23条の2第1項において「管理職員等」という。）が」と、給与条例第20条第2項中「<u>100分の125</u>」とあるのは「<u>100分の172.5</u>」と、給与条例第23条の2第1項中「管理職員」とあるのは「管理職員等」とする。 第7条以下 省略

滋賀県特別職の職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例案要綱

1 改正の理由

期末手当の支給割合の改定を行うため、滋賀県特別職の職員の給与等に関する条例（昭和 28 年滋賀県条例第 10 号）の一部を改正しようとするものです。

2 改正の概要

(1) 令和 6 年 12 月期の期末手当について、支給割合を 100 分の 175 に引き上げることとします。（第 1 条による改正後の第 2 条関係）

(2) 令和 7 年 6 月期以降の期末手当について、6 月期の支給割合を 100 分の 172.5 に引き上げ、12 月期の支給割合を 100 分の 172.5 に引き下げることとします。（第 2 条による改正後の第 2 条関係）

(3) その他

ア この条例は、公布の日から施行することとします。ただし、(2)は、令和 7 年 4 月 1 日から施行することとします。

イ (1)は、令和 6 年 12 月 1 日から適用することとします。

滋賀県特別職の職員の給与等に関する条例新旧対照表（第1条関係）

旧	新
第1条 省略 （知事等の給与） 第2条 省略 2 省略 3 通勤手当および期末手当の支給については、滋賀県職員等の給与等に関する条例（昭和32年滋賀県条例第27号）第1条の2第1項に規定する職員（以下「一般職の職員」という。）の例による。ただし、期末手当の額の算定に当たっては、同条例第20条第2項中「<u>100分の122.5</u>」とあるのは、「<u>100分の170</u>」とし、同条第4項の期末手当基礎額は、給料の月額に、給料の月額に100分の20を乗じて得た額および給料月額に100分の25（前条第3号から第5号まで、第8号および第9号に掲げる特別職の職員にあつては、100分の25を超えない範囲内において知事が定める割合）を乗じて得た額を加算した額とする。 第2条の2以下 省略	第1条 省略 （知事等の給与） 第2条 省略 2 省略 3 通勤手当および期末手当の支給については、滋賀県職員等の給与等に関する条例（昭和32年滋賀県条例第27号）第1条の2第1項に規定する職員（以下「一般職の職員」という。）の例による。ただし、期末手当の額の算定に当たっては、同条例第20条第2項中「<u>100分の127.5</u>」とあるのは、「<u>100分の175</u>」とし、同条第4項の期末手当基礎額は、給料の月額に、給料の月額に100分の20を乗じて得た額および給料月額に100分の25（前条第3号から第5号まで、第8号および第9号に掲げる特別職の職員にあつては、100分の25を超えない範囲内において知事が定める割合）を乗じて得た額を加算した額とする。 第2条の2以下 省略

滋賀県特別職の職員の給与等に関する条例新旧対照表（第2条関係）

旧	新
第1条 省略 （知事等の給与） 第2条 省略 2 省略 3 通勤手当および期末手当の支給については、滋賀県職員等の給与等に関する条例（昭和32年滋賀県条例第27号）第1条の2第1項に規定する職員（以下「一般職の職員」という。）の例による。ただし、期末手当の額の算定に当たっては、同条例第20条第2項中「<u>100分の127.5</u>」とあるのは、「<u>100分の175</u>」とし、同条第4項の期末手当基礎額は、給料の月額に、給料の月額に100分の20を乗じて得た額および給料月額に100分の25（前条第3号から第5号まで、第8号および第9号に掲げる特別職の職員にあつては、100分の25を超えない範囲内において知事が定める割合）を乗じて得た額を加算した額とする。 第2条の2以下 省略	第1条 省略 （知事等の給与） 第2条 省略 2 省略 3 通勤手当および期末手当の支給については、滋賀県職員等の給与等に関する条例（昭和32年滋賀県条例第27号）第1条の2第1項に規定する職員（以下「一般職の職員」という。）の例による。ただし、期末手当の額の算定に当たっては、同条例第20条第2項中「<u>100分の125</u>」とあるのは、「<u>100分の172.5</u>」とし、同条第4項の期末手当基礎額は、給料の月額に、給料の月額に100分の20を乗じて得た額および給料月額に100分の25（前条第3号から第5号まで、第8号および第9号に掲げる特別職の職員にあつては、100分の25を超えない範囲内において知事が定める割合）を乗じて得た額を加算した額とする。 第2条の2以下 省略